

## 令和6年度南米岩手県人会訪問業務委託仕様書

### 1 業務名称

令和6年度南米岩手県人会訪問業務委託

### 2 目的

令和6年8月に予定されているブラジル岩手県人会創立65周年記念式典に県職員等が出席し、県として支援・激励を行うとともに、この機会を捉え、近隣の南米県人会を訪問し、在外県人会の激励を行うことにより、県人会活動の活性化・本県と南米地域との交流促進につなげることを目的として実施する。

### 3 契約期間

契約締結日から10月11日（金）

### 4 業務内容等

#### (1) 日程

令和6年8月16日（金）から8月28日（水）

※ 詳細の行程表（予定）は別紙のとおり。

#### (2) 訪問団の構成

県職員等 総勢9名

#### (3) 業務内容

##### ア 国内移動の手配に関すること

月日	内容	乗車人員
8月16日（金）	盛岡駅→東京駅→羽田空港 ※ 盛岡・東京間は新幹線（はやぶさ）利用	大人9名 〔グリーン席5名〕 〔普通席4名〕
8月28日（水）	羽田空港→東京駅→盛岡駅 ※ 東京・盛岡間は新幹線（はやぶさ）利用	同上

※ 鉄道料金は個人精算となることから、委託業務費には含めないこと。

##### イ 航空券の手配に関すること（空港施設利用料、燃油サーチャージ、航空保険料込み）

月日	内容	乗車人員
8月16日（金） ～17日（土）	羽田空港→ジョン・エフ・ケネディ空港（ニューヨーク）→エセイサ国際空港（ブエノスアイレス）	大人9名 〔ビジネスクラス3名〕 〔エコノミー6名〕
8月19日（月）	エセイサ国際空港又はホルヘ・ニューベリー空港（ブエノスアイレス）→シルビオ・ペッティロッシ国際空港（アスンシオン）	同上
8月22日（木）	フォス・ド・イグアス国際空港→グアルーリョス国際空港（サン・パウロ）→ヴァウ・ジ・カンス国際空港（ベレン）	同上
8月24日（土）	ヴァウ・ジ・カンス国際空港（ベレン）→グアルーリョス国際空港（サン・パウロ）	同上
8月26日（月） ～28日（水）	グアルーリョス国際空港（サン・パウロ）→ジョン・エフ・ケネディ空港（ニューヨーク）→羽田空港	同上

※ 航空料金は個人精算となることから、委託業務費には含めないこと。

ウ 専用車の手配に関すること（運転手含む。全行程に現地ガイド（1名）を付けること。）

月日	運行地域	乗車人員
8月17日（土）	空港→ブエノスアイレス市内（視察含む）→宿泊ホテル	計20名程度
8月18日（日）	ブエノスアイレス市内（視察含む）→宿泊ホテル	同上
8月19日（月）	宿泊ホテル→空港 空港→アスンシオン市内（視察含む）→宿泊ホテル	同上
8月20日（火）	宿泊ホテル→ピラポ市内（視察含む）→宿泊ホテル	同上
8月21日（水）	宿泊ホテル→イグアス市内（視察含む）→宿泊ホテル	同上
8月22日（水）	宿泊ホテル→イグアスの滝（予定）→空港 空港→ベレン市内→宿泊ホテル	同上
8月23日（木）	宿泊ホテル→ベレン市内（視察含む）→宿泊ホテル	同上
8月24日（金）	宿泊ホテル→空港 空港→サン・パウロ市内（視察含む）→宿泊ホテル	同上
8月25日（土）	宿泊ホテル→サン・パウロ市内（視察含む）→宿泊ホテル	同上
8月26日（日）	宿泊ホテル→サン・パウロ市内（視察含む）→空港	同上

※ 手配する車両はセダントype 2台（乗車人数：2～3名/台）及びバス1台（乗車人数：15名程度）とすること。

※ バスは、同乗する県人会員等を含め15名程度が補助席なしで十分に余裕をもって乗車できる車両とし、また、スーツケース10～15個の積込みを想定すること。

エ 食事の手配に関すること

月日	内容	人員
8月17日（土）	昼食（ブエノスアイレス市内のレストラン） 夕食（ブエノスアイレス市内のレストラン）	9名
8月18日（日）	昼食（ブエノスアイレス市内のレストラン）	同上
8月19日（月）	昼食（アスンシオン市内のレストラン）	同上
8月20日（火）	昼食（移動途中のレストラン）	同上
8月21日（水）	昼食（移動途中のレストラン）	同上
8月22日（水）	昼食（移動途中のレストラン） 夕食（ベレン市内のレストラン）	同上
8月23日（木）	昼食（ベレン市内のレストラン）	同上
8月24日（金）	昼食（サン・パウロ市内のレストラン） ※航空便の時間により変わる可能性あり	同上
8月25日（土）	昼食（サン・パウロ市内のレストラン）	同上
8月26日（日）	昼食（サン・パウロ市内のレストラン） 夕食（サン・パウロ市内のレストラン又は空港内）	同上

※ 食事代は個人精算となることから、委託業務費には含めないこと。（単価目安あり）

オ 宿泊場所の手配に関すること（デラックスクラス、一泊朝食付き）

月日	内容	部屋数
8月17日（土） ～18日（日）	ブエノスアイレス市内 ※8/17（土）はアーリーチェックイン想定	シングル7室 ツイン 1室
8月19日（月）	アスンシオン市内 ※アーリーチェックイン想定	同上
8月20日（火）	ピラポ市近郊	同上
8月21日（水）	イグアス市内	同上
8月22日（水） ～23日（木）	ベレン市内	同上
8月24日（金） ～25日（土）	サン・パウロ市内 ※8/26（日）はレイトチェックアウト想定	同上

※ 地域事情等によりデラックスクラスのホテルの確保が困難な場合は、比較的安全な地域に所在し、客層が信頼でき、セキュリティ対策が整った上位クラスのホテルとする。

※ 宿泊料は個人精算となることから、委託業務費には含めないこと。

カ 添乗員の同行（全行程）

出国（8月16日（金））から帰国（8月28日（水））までの全行程に添乗員1名が同行し、下記事項に対応すること。

- ① 出入国手続きの補助
- ② 行程管理（不測の事態が発生した場合のスケジュール変更に伴う諸手配等）  
※ 担当職員と予め協議すること。
- ③ 安全管理
- ④ その他業務遂行にあたり必要と認めるもの

キ 入場、ガイド等の手配に関すること

視察先施設等の入場手続き、現地ガイド等の手配を行うこと。（視察先は別途相談）

ク 海外旅行保険の加入に関すること

最低補償内容（傷害死亡：5,000万円、傷害後遺障害：5,000万円、治療・救援費用：無制限、応急治療・救援費用：300万円、疾病死亡：1,000万円、賠償責任：1億円、携行品損害：30万円、偶然事故対応費用：5万円）

※ 海外旅行保険料は個人精算となることから、委託業務費には含めないこと。

ケ 諸雑費の支出に関すること

- ① ブラジルビザ等の代行取得手続きに関すること（ビザが必要な場合）
- ② 視察先施設等の入場料金
- ③ その他業務遂行にあたり必要と認めるもの

コ その他

上記ア～オについては、予約及び支払業務を行うこと。

(4) 報告書の作成

南米訪問業務の内容を取りまとめた報告書（A4判・様式任意）を作成し、令和6年9月30日（月）までに県に提出すること。また、現地で撮影した写真データもあわせて提出すること。

## 5 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して予め文書で協議しなければならない。

### (2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

### (3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

### (4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

### (5) 個人情報の保護

受託者は、この契約による事務の処理又は事業を遂行するための個人情報の取扱いについては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

イ 受注者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。

ウ 受注者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受注者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も発注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

オ 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受注者は、実施機関の指示に従うこと。